

平成29年6月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成29年度6月補正予算関係)

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成29年6月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁	
第1号	平成29年度鳥取県一般会計補正予算(第1号)			
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1	
	2 補正予算給与費明細書	財政課	5	
	3 補正予算説明資料	(総括表)		6
		人権局		7
		人権・同和対策課		8
4 歳入歳出事項別明細書		9		
5 節の明細		12		

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第7号	職員の退職手当に関する条例の一部改正について	行財政改革局 人事企画課	13
第8号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	行財政改革局 人事企画課	16
第9号	鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について	行財政改革局 人事企画課	19

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	平成28年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	営繕課ほか	21
第10号	長期継続契約の締結状況について	政策法務課	22

平成29年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	472,763	33,213	505,976
8 使用料及び手数料	4,407,507	1,485	4,408,992
9 国庫支出金	46,316,465	1,913,010	48,229,475
12 繰入金	15,984,138	162,063	16,146,201
13 繰越金	2,000,000	3,036,810	5,036,810
14 諸収入	12,991,379	42,811	13,034,190
15 県債	44,104,000	6,789,000	50,893,000
歳入合計	349,426,000	11,978,392	361,404,392

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	26,835,343	132,588	26,967,931	50,118	32,000	28,376	22,094
3 民生費	44,756,609	230,364	44,986,973	17,540		130,711	82,113
4 衛生費	15,730,179	72,253	15,802,432	15,557		24	56,672
5 労働費	2,396,947	12,395	2,409,342	20,000			△ 7,605
6 農林水産業費	24,533,201	457,788	24,990,989	206,051	172,000	42,926	36,811
7 商工費	12,895,317	7,189,616	20,084,933		4,500,000	8,120	2,681,496
8 土木費	44,600,935	3,755,187	48,356,122	1,595,948	1,990,000	31,214	138,025
9 警察費	16,200,473	108,929	16,309,402		95,000		13,929
10 教育費	66,998,745	19,272	67,018,017	7,796			11,476
歳出合計	349,426,000	11,978,392	361,404,392	1,913,010	6,789,000	241,371	3,035,011

歳入

7款 分担金及び負担金

1項 分担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 農林水産業費分担金	34,516	△ 2,907	31,609	1 農地費分担金	△ 2,907	土地改良費分担金 △ 4,775 農地防災事業費分担金 1,868
計	34,516	△ 2,907	31,609			

2項 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
4 農林水産業費負担金	204,571	12,328	216,899	1 農地費負担金	12,328	土地改良費負担金 △ 2,098 農地防災事業費負担金 14,426
5 土木費負担金	220,622	23,792	244,414	3 河川海岸費負担金	5,488	河川改良費負担金 △ 4,709 砂防費負担金 10,197
				4 都市計画費負担金	18,304	街路事業費負担金
計	438,247	36,120	474,367			

8款 使用料及び手数料

2項 手数料

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 総務手数料	35,737	1,485	37,222	1 総務管理手数料	1,485	実施機関非識別加工情報作成等手数料
計	1,017,952	1,485	1,019,437			

9款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
2 総務費国庫補助金	2,077,834	50,118	2,127,952	2 企画費補助金	50,118	企画総務費補助金 4,705 スポーツ振興費補助金 45,412
3 民生費国庫補助金	928,861	17,540	946,401	1 社会福祉費補助金	1,000	障がい者自立支援事業費補助金
				2 児童福祉費補助金	16,540	児童福祉総務費補助金
4 衛生費国庫補助金	1,971,856	11,237	1,983,093	1 公衆衛生費補助金	1,237	難病対策費補助金
				2 環境衛生費補助金	10,000	環境保全費補助金
5 労働費国庫補助金	626,651	20,000	646,651	1 労政費補助金	20,000	労政総務費補助金
6 農林水産業費国庫補助金	7,618,257	206,051	7,824,308	3 農地費補助金	132,455	土地改良費補助金 64,585 農地防災事業費補助金 67,870
				4 林業費補助金	72,851	造林費補助金 △ 1,666 治山費補助金 74,517
				5 水産業費補助金	745	漁業調整費補助金
8 土木費国庫補助金	12,263,349	1,595,948	13,859,297	2 道路橋りょう費補助金	1,074,263	道路橋りょう維持費補助金 917,905 道路橋りょう新設改良費補助金 156,358
				3 河川海岸費補助金	260,124	河川改良費補助金 9,643 砂防費補助金 250,481
				4 港湾費補助金	32,875	境港管理組合費補助金
				5 都市計画費補助金	150,081	街路事業費補助金
				6 住宅費補助金	78,605	住宅建設費補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
10 教育費国庫補助金	724,310	740	725,050	1 教育総務費補助金	740	教育連絡調整費補助金
計	29,365,000	1,901,634	31,266,634			

3項 委託金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
3 衛生費委託金	164,796	4,320	169,116	2 環境衛生費委託金	4,320	環境保全費委託金
7 教育費委託金	71,547	7,056	78,603	1 教育総務費委託金	7,056	教育連絡調整費委託金
計	941,232	11,376	952,608			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
11 安心子ども基金繰入金	174,256	129,158	303,414	1 安心子ども基金繰入金	129,158	児童福祉総務費充当
12 緑の産業再生プロジェクト基金繰入金	223,447	22,905	246,352	1 緑の産業再生プロジェクト基金繰入金	22,905	林業振興費充当
15 和牛振興戦略基金繰入金	186,963	10,000	196,963	1 和牛振興戦略基金繰入金	10,000	畜産振興費充当
計	15,906,112	162,063	16,068,175			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 繰越金	2,000,000	3,036,810	5,036,810	1 前年度繰越金	3,036,810	
計	2,000,000	3,036,810	5,036,810			

14款 諸収入

4項 貸付金元利収入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
18 鳥取県港湾整備事業特別会計貸付金元利収入	59,848	△ 1,799	58,049	1 鳥取県港湾整備事業特別会計貸付金元利収入	△ 1,799	
計	5,662,427	△ 1,799	5,660,628			

5項 受託事業収入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
22 森林総合研究所受託事業収入	3,370	600	3,970	1 森林総合研究所受託事業収入	600	
計	1,433,388	600	1,433,988			

8項 繰入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
7 雑入	2,785,039	44,010	2,829,049	1 雑入	44,010	
計	3,093,949	44,010	3,137,959			

15款 県債

1項 県債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 総務債	1,857,000	32,000	1,889,000	1 総務管理債	60,000	私立学校振興費充当
				2 企画債	△ 28,000	スポーツ振興費充当
4 農林水産業債	2,459,000	172,000	2,631,000	3 農地債	29,000	土地改良費充当 農地防災事業費充当
				4 林業債	143,000	治山費充当
						△ 9,000 38,000

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明 千円
				区分	金額 千円	
5 商工債	38,000	4,500,000	4,538,000	1 工 鉱 業 債	4,500,000	中小企業振興費充当
6 普通土木債	9,927,000	1,892,000	11,819,000	1 道路橋りょう債	1,413,000	道路橋りょう維持費充当 1,202,000 道路橋りょう新設改良費充当 211,000
				2 河川海岸債	281,000	河川改良費充当 14,000 砂防費充当 267,000
				4 都市計画債	76,000	街路事業費充当
				5 住宅債	102,000	住宅建設費充当
				6 土木管理債	20,000	土木総務費充当
				7 警察債	345,000	95,000
10 直轄事業債	6,240,000	98,000	6,338,000	2 直轄河川海岸事業債	98,000	直轄砂防事業費充当
計	44,104,000	6,789,000	50,893,000			

給 与 費 明 細 書

1 特別職(一般職非常勤を含む)

区分	職員数 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	与 費			合計 (千円)	備 考
					地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	長等		24,516	7,969 2.69		27	32,512	5,253	37,765
	議員	327,876		106,574 2.69			434,450		434,450
	その他の特別職	4,210,646	6,564	2,134 2.69		27	4,219,371	523,542	4,742,913
	計	4,538,522	31,080	116,677		54	4,686,333	528,795	5,215,128
補正前	長等		24,516	7,969 2.69		27	32,512	5,253	37,765
	議員	327,876		106,574 2.69			434,450		434,450
	その他の特別職	4,201,933	6,564	2,134 2.69		27	4,210,658	522,542	4,733,200
	計	4,529,809	31,080	116,677		54	4,677,620	527,795	5,205,415
比較	長等								
	議員								
	その他の特別職	8,713					8,713	1,000	9,713
	計	8,713					8,713	1,000	9,713

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
人権局 人権・同和対策課	457,523	422	457,945			422		
<地方機関計上予算> 公文書館	78,984	2,883	81,867				2,883	
合計	99,685,958	3,305	99,689,263	0	0	422	2,883	
<p><説明></p> <p>【人権・同和対策課】 (新)鳥取県立人権ひろば21基金造成補助事業(422千円)</p> <p>【公文書館】 (新)歴史公文書等の保存活用に係る市町村との連携事業(2,883千円)</p>								

平成29年度一般会計補正予算説明資料

3. 款 民生費

1 項 社会福祉費

人権・同和対策課 (内線: 7590)

1 目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県立人権ひろば21基金造成補助事業	0	422	422			(雑入) 422		
トータルコスト	0	422	422	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	申請書の審査、補助金の支払、精算事務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 目的・経緯

指名指定管理施設については、指定管理者の選定に際しての競争原理が公募による選定の場合のように働いていないと考えられることから、指定管理料に余剰額が生じた場合には、その全額を県に返納して頂き、県はその返納額を上限として、指定管理者が公益事業への活用を目的として設ける基金の造成経費に対して補助金を交付することとしているところである。

平成28年度の指定管理料の余剰額については、県に返納された額のうち、指定管理者から外部への再委託に係る複数年契約導入による請負差額の控除等を行った額の3分の2を指定管理者に基金造成補助金として交付するものである。

2 事業内容

区分	金額	主な内容
平成28年度指定管理料余剰額 (A)	1,280千円	
複数年契約導入による請負差額 (B)	647千円	図書ネットワーク使用料等
差引 (C) = (A) - (B)	633千円	
基金造成補助額 (C) × 2 / 3	422千円	(参考) 平成28年度指定管理料契約額 10,664千円

交付先: 公益社団法人鳥取県人権文化センター (県立人権ひろば21の指名指定管理者)

基金を充当する事業:

- (1) 人権問題についての調査・研究やより有効な啓発手段等の開発を行う調査研究事業
- (2) ワークショップ講座、人権ファシリテータ講座の開催等の研修事業
- (3) 啓発教材の作成・配布・貸出等を行う啓発・情報提供事業
- (4) 人権ひろば21で開催する人権学習会、人権ライブラリーでの書籍の貸出等の人権学習支援事業

平成29年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

公文書館（内線：8164）

14目 公文書館費<地方機関予算計上>

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）歴史公文書等の保存活用に係る市町村との連携事業	0	2,883	2,883				2,883	
トータルコスト	0	2,883	2,883	（補正による主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	災害時救援に必要な資機材の備蓄 救援対象となる重要文書の所在情報調査				
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 目的・経緯</p> <p>災害時に県と市町村が協力して、的確な文書の救援活動を行うため、救援に必要な資機材の備蓄と救援対象となる重要文書の所在情報について調査を行う。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 災害時文書救出必要資機材の備蓄</p> <p>災害が発生した際に、重要な歴史文書を一時避難させたり、一定期間保護・保管するための資機材を購入し備蓄する。</p> <p>【購入物品】 中性紙箱・中性紙封筒（救出した文書の劣化を防ぐ）、真空圧縮袋（水濡れ資料のカビ発生予防）、無水エタノール（カビ取り用）</p> <p>(2) 地域歴史資料所在調査</p> <p>鳥取県内に残る民間の古文書等について、市町村等と協力しながら、所在情報の収集を行い、重要文書や未調査の文書について調査員による現地調査を行う。作成した所在情報は、今後整理する県史編さん事業で収集した文書の情報と合わせて、災害時における文書救援等に活用する。</p> <p>3 これまでの取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県市町村歴史公文書等保存活用共同会議の設置（平成29年4月25日） <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な文書管理、歴史公文書等の保存・利活用の推進に関する県・市町村共同の取組、県民への普及啓発 ・ 災害時の連携・協力に係る検討 ・ 会員相互の諸資料及び情報の交換 ・ 歴史公文書等保存条例制定記念シンポジウムの開催（平成29年5月23日） <p>（今後の予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部会による個別課題の検討 <ul style="list-style-type: none"> 評価専門部会……歴史公文書等の標準的な評価選別基準の作成 現用文書部会……標準的な文書管理手順や文書管理規程の作成 文書管理システム共同化についての検討 等 ・ 東部・中部・西部地区での巡回企画展 ・ 職員の資質向上のための研修会の開催 								

平成29年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費								
	節	補正前	補正額	補正後	うち総務部				
					補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費	
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	550,245		550,245	186,858		186,858	145,654		145,654
2 給 料	2,951,742		2,951,742	1,490,544		1,490,544	1,053,774		1,053,774
3 職員手当等	4,427,125		4,427,125	3,683,580		3,683,580	3,463,720		3,463,720
4 共 済 費	1,143,458		1,143,458	567,798		567,798	403,354		403,354
5 災 害 補 償 費	500		500	500		500	500		500
6 恩給及び退職年金	20,389		20,389	20,389		20,389	20,389		20,389
7 賞 金	33,606		33,606	28,499		28,499	27,439		27,439
8 報 償 費	262,617	487	263,104	224,445	182	224,627	103,676	182	103,858
9 旅 費	239,482	1,561	241,043	90,943	54	90,997	82,243	54	82,297
費用弁償	28,034		28,034	4,780		4,780	4,567		4,567
普通旅費	158,510		158,510	76,669		76,669	68,872		68,872
特別旅費	52,938	1,561	54,499	9,494	54	9,548	8,804	54	8,858
10 交 際 費	3,600		3,600	3,500		3,500	3,500		3,500
11 需 用 費	531,870	2,647	534,517	277,302	2,647	279,949	247,073	2,647	249,720
12 役 務 費	548,656		548,656	216,303		216,303	111,278		111,278
13 委 託 料	5,290,706	21,113	5,311,819	2,009,766		2,009,766	593,657		593,657
14 使用料及び賃借料	847,679		847,679	722,187		722,187	127,784		127,784
15 工事請負費	1,374,886		1,374,886	200,296		200,296	200,296		200,296
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	134,683		134,683	6,123		6,123	4,793		4,793
19 負担金、補助及び交付金	8,166,863	106,780	8,273,643	1,166,484		1,166,484	146,898		146,898
20 扶 助 費									
21 賞 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000	2,000		2,000	2,000		2,000
23 償還金、利子及び割引料	170,200		170,200	30,000		30,000	30,000		30,000
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	134,793		134,793	132,551		132,551	132,430		132,430
26 寄 附 金									
27 公 課 費	243		243						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	26,835,343	132,588	26,967,931	11,060,068	2,883	11,062,951	6,900,458	2,883	6,903,341
財 源									
内 庫 支 出 金	2,353,218	50,118	2,403,336	10,646		10,646	646		646
地 方 債	1,857,000	32,000	1,889,000	502,000		502,000	25,000		25,000
そ の 他	3,253,179	28,376	3,281,555	1,605,498		1,605,498	1,526,193		1,526,193
一 般 財 源	19,371,946	22,094	19,394,040	8,941,924	2,883	8,944,807	5,348,619	2,883	5,351,502

平成29年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費			3款 民生費								
	うち総務部			補正前	補正額	補正後	うち総務部					
	1項 総務管理費						補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
	14目 公文書館費											
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
1 報 酬	24,890		24,890	428,593	2,595	431,188	11,803		11,803			
2 給 料				1,591,362		1,591,362	37,980		37,980			
3 職員手当等				904,293		904,293	19,090		19,090			
4 共 済 費	3,932		3,932	617,605	271	617,876	15,140		15,140			
5 災 害 補 償 費												
6 恩給及び退職年金												
7 賃 金	126		126	288		288						
8 報 償 費	4,466	182	4,648	77,566	3,702	81,268	5,718		5,718			
9 旅 費	6,187	54	6,241	66,552	302	66,854	6,718		6,718			
費用弁償	1,100		1,100	10,197		10,197	1,154		1,154			
普通旅費	1,500		1,500	34,106		34,106	1,762		1,762			
特別旅費	3,587	54	3,641	22,249	302	22,551	3,802		3,802			
10 交 際 費												
11 需 用 費	17,454	2,647	20,101	177,384	714	178,098	4,303		4,303			
12 役 務 費	1,500		1,500	83,639	20	83,659	4,822		4,822			
13 委 託 料	18,811		18,811	3,058,972	49,032	3,108,004	37,082		37,082			
14 使用料及び賃借料	1,500		1,500	70,819	20	70,839	2,318		2,318			
15 工 事 請 負 費				72,748		72,748						
16 原 材 料 費												
17 公有財産購入費												
18 備 品 購 入 費	78		78	21,111		21,111	208		208			
19 負担金、補助及び交付金	40		40	35,487,173	173,708	35,660,881	310,841	422	311,263			
20 扶 助 費				1,757,088		1,757,088	1,500		1,500			
21 貸 付 金				39,680		39,680						
22 補償、補填及び賠償金												
23 償還金、利子及び割引料				37		37						
24 投資及び出資金												
25 積 立 金				297,710		297,710						
26 寄 附 金				1,250		1,250						
27 公 課 費				89		89						
28 繰 出 金				2,650		2,650						
予 備 費												
計	78,984	2,883	81,867	44,756,609	230,364	44,986,973	457,523	422	457,945			
財 源 内 訳	国庫支出金			3,048,629	17,540	3,066,169	206,559		206,559			
	地方債			25,000		25,000						
	その他	2,130		2,130	2,830,453	130,711	2,961,164	32	422	454		
	一般財源	76,854	2,883	79,737	38,852,527	82,113	38,934,640	250,932		250,932		

平成29年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	3款 民生費						総 務 部 合 計		
	うち総務部								
	1項 社会福祉費						補正前	補正額	補正後
	節	補正前	補正額	補正後	1目 社会福祉総務費				
補正前					補正額	補正後			
1 報 酬	11,803		11,803	11,803		11,803	206,682		206,682
2 給 料	37,980		37,980	37,980		37,980	1,528,524		1,528,524
3 職員手当等	19,090		19,090	19,090		19,090	3,702,670		3,702,670
4 共 済 費	15,140		15,140	15,140		15,140	583,778		583,778
5 災 害 補 償 費							500		500
6 恩給及び退職年金							20,389		20,389
7 賃 金							28,499		28,499
8 報 償 費	5,718		5,718	5,718		5,718	230,163	182	230,345
9 旅 費	6,718		6,718	6,718		6,718	100,834	54	100,888
費用弁償	1,154		1,154	1,154		1,154	7,140		7,140
普通旅費	1,762		1,762	1,762		1,762	80,398		80,398
特別旅費	3,802		3,802	3,802		3,802	13,296	54	13,350
10 交 際 費							3,500		3,500
11 需 用 費	4,303		4,303	4,303		4,303	282,841	2,647	285,488
12 役 務 費	4,822		4,822	4,822		4,822	222,732		222,732
13 委 託 料	37,082		37,082	37,082		37,082	2,067,110		2,067,110
14 使用料及び賃借料	2,318		2,318	2,318		2,318	808,028		808,028
15 工事請負費							200,296		200,296
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	208		208	208		208	6,331		6,331
19 負担金、補助及び交付金	310,841	422	311,263	310,841	422	311,263	13,113,772	422	13,114,194
20 扶 助 費	1,500		1,500	1,500		1,500	1,500		1,500
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金							2,000		2,000
23 償還金、利子及び割引料							9,195,498		9,195,498
24 投資及び出資金									
25 積 立 金							132,551		132,551
26 寄 附 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金							67,097,760		67,097,760
予 備 費							150,000		150,000
計	457,523	422	457,945	457,523	422	457,945	99,685,958	3,305	99,689,263
財 国庫支出金	206,559		206,559	206,559		206,559	217,205		217,205
源 地 方 債							502,000		502,000
内 そ の 他	32	422	454	32	422	454	15,901,456	422	15,901,878
記 一 般 財 源	250,932		250,932	250,932		250,932	83,065,297	2,883	83,068,180

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
3款 民生費	
1項 社会福祉費	
1目 社会福祉総務費	
負担金、補助 及び交付金	422
鳥取県立人権ひろば21基金造成事業補助金	

<p>条例名等</p>	<p>職員の退職手当に関する条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 雇用保険法の一部が改正され、雇用保険(失業等給付)の給付日数の延長事由が改正されたことに鑑み、雇用保険法に準拠している失業者の退職手当についても所要の改正を行う。 ※失業者の退職手当：職員が退職時に受けた一般の退職手当が雇用保険による失業等給付の額を下回った場合(採用1、2年での自己都合退職の場合など)に、その差額を失業等給付の例により退職手当として支給する制度</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住し、かつ、知事が再就職を促進するために、職業安定法に基づく職業指導を行うことが適当であると認められた者に対して、退職手当の支給を延長する暫定措置を行う。</p> <p>(2) 災害により離職した者等の雇用保険法による個別延長給付の対象となる者に相当する者であって、知事が再就職を促進するために、職業安定法に基づく職業指導を行うことが適当であると認められた者に対して、退職手当の支給を延長する。</p> <p>(3) 移転費の支給対象者に、職業紹介事業を行う地方公共団体及び職業紹介事業者の紹介により就職する者を加える。</p> <p>(4) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(5) 施行期日等 ア 施行期日は、平成30年1月1日とする(3)に関する事項を除き、公布日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p> <p><条例の改正内容></p> <p>1 暫定措置の見直し リーマンショック時に雇用保険法で創設した失業等給付の暫定措置については、その期限が平成28年度末までとなっていることから、引き続き必要な措置を実施。 (1) 雇用情勢が悪い地域に居住する者の支給日数を60日延長する暫定措置を5年間実施。 (2) 災害により離職した者の支給日数を原則60日(最大120日)延長。 (3) 障害等により就職することが困難な者の支給日数を60日延長。</p> <p>2 移転費の支給対象の拡大 公共職業安定所が紹介した職業に就職する等のため住所又は居所を変更する必要がある者に交通費、移転費用等が支給されていたが、Uターンを希望する者を支援し、広域的な職業紹介等を促進するため、移転費の支給対象者に職業紹介事業を行う地方公共団体及び職業紹介事業者の紹介により就職する者を加える。</p>

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) その者が次のいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）</u></p> <p><u>イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号に規定する身体障害者その他の規則で定める理由により就職が困難な者であって、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

<p>(5) <u>公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</u></p>	<p>(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p>
<p>(6) 略 12~17 略</p>	<p>(6) 略 12~17 略</p>
<p>附 則 1~37 略</p>	<p>附 則 1~37 略</p>
<p>38 <u>平成34年3月31日以前に退職した職員であって第15条第1項、第3項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けるものに対しては、これら及び同条第10項に規定する場合のほか、そのものが特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（第15条第10項第2号ア又はイに掲げる者を除く。）である場合には、雇用保険法附則第5条の規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第15条第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</u></p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後条例」という。）第15条第10項（第2号に係る部分に限る。）及び附則第38項の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であって職員の退職手当に関する条例第15条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する改正後条例第15条第11項（第5号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第15条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>職員の育児休業等に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 非常勤職員の育児休業取得期間の拡大 非常勤職員の育児休業について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない等一定の要件を満たす場合は、当該育児休業に係る子が2歳に達する日まで取得できることとする。（現行：最大1歳半）</p> <p>(2) 再度の育児休業が取得できる場合等の特別の事情の追加 再度の育児休業が取得できる場合等の特別の事情について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを明記する。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、平成29年10月1日とする(1)に関する事項を除き、公布日とする。</p>

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日等)</p> <p>第2条の3 略</p> <p>2 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、<u>次の各号のいずれにも該当する場合とする。</u></p> <p>(1) <u>当該育児休業に係る子について、当該非常勤職員又はその配偶者が子の1歳半到達日において育児休業をしている場合</u></p> <p>(2) <u>当該育児休業に係る子について、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の人事委員会規則で定める場合</u></p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 略</p>
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情等)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情等)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、<u>配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことそ</u></p>	<p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、<u>配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について</u></p>

他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 略

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 略

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の3の改正規定は、平成29年10月1日から施行する。

条例名等	鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣する公益的法人等を追加する。</p> <p>2 概要 (1) 公益的法人等の役職員として専らその業務に従事させる職員の派遣先に、一般社団法人山陰インバウンド機構を加える。 (2) 施行期日は、平成29年10月2日とする。</p>

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～ス 略 <u>セ 一般社団法人山陰インバウンド機構</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～ス 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、平成29年10月2日から施行する。

平成28年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

総務部

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源	分担金及び 負担金	その他	地方債	
2	総務費	1 総務管理費	254,700,000	254,700,000						700,000
2	総務費	1 総務管理費	700,000,000	547,693,464						25,969,464
3	民生費	1 社会福祉費	250,145,000	9,040,000						3,014,000
		計	1,204,845,000	811,433,464	0	46,750,000	0	0	735,000,000	29,683,464

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	総務部政策法務課	物品 保守	高速カラー印刷機 ぐるみ製本機	1台 1台	鳥取市商業町203番地6 株式会社モリックスジャパン	高速カラー印刷機 使用1枚当たり 黒 カラー ぐるみ製本機 1,30円 4,75円 5,599,800	平成29年4月3日 ～平成34年4月30日	鳥取県総務部政策法務課
2	総務部政策法務課	物品 保守	特殊高速印刷機	2台	鳥根県松江市朝日町477番地17 富士ゼロックス株式会社 山陰営業所	月当たり賃借料 721,656円 及び使用1枚当たり 1～200,000枚 1,77円 200,001～400,000枚 400,001枚～ 1,40円 1,14円	平成29年4月14日 ～平成34年4月30日	鳥取県総務部政策法務課
3	総務部政策法務課	物品 保守	デスクトップパソコン	2台	鳥取市商業町221番地1 株式会社愛進堂	298,080	平成29年4月1日 ～平成34年3月31日	鳥取県総務部政策法務課